

市民税・県民税 納税通知書の『見方』

【納税通知書の記載内容】

1枚目・・・年税額・納付方法
2枚目・・・所得、所得控除の内容
3枚目・・・税額算定の過程

●この通知書は再発行できませんので、通知書の紛失後に所得金額を証明する必要がある場合は窓口等で所得(課税)証明書をお取りください(有料)。

【同封する納付書のあらまし】

●既納付額がある場合、納付書は差額の税額となります。
●下記の場合は納付書が同封されていません。
・口座振替をご利用の方。
・公的年金からの特別徴収のみの方。
・還付等のみで納付すべき額が発生しない方。

【税額の基本的な計算方法】(詳しくは2ページ・4ページをご参照ください)

1
総合(分離)分

-

2
所得控除

=

3
課税標準額

×

税率

=

①②
所得割額

-

⑤⑥
税額控除額等

+

③④
均等割額

+

⑤
森林環境税額

=

⑩
年税額

(⑧+⑨+⑤)

1 枚 目 (納付方法・税額・納期限について)
【1ページ】

令和 7 年度 兵庫県明石市 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書 兼 更正決定通知書

【課税対象の方】

●課税対象は、賦課期日(令和7年1月1日)現在、明石市に居住する方、または明石市内に店舗・事務所・事業所のある明石市外に居住している方です。
●令和7年1月2日以降に他の市区町村に転出した場合であっても令和7年度までは明石市で課税され、転出先では令和8年度から課税されます。

【定額減税の実施内容】

●減税額＝1万円(同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)を有する方のみ)

【普通徴収で納付いただく内容】

●年税額のうち今回送付の納付書、又は口座振替で納付いただく額です。
●口座振替や年金からの特別徴収のみの方、還付等のみの方は納付書を同封していません。

普通徴収の方法によって徴収する額				
期 別	納 期 限	納 付 額 (円)	充 当 額 (円)	充 当 後 納 付 額 (円)

金 融 機 関	口 座 種 別	口 座 番 号	振 替 区 分

【口座振替の留意事項】

●口座振替の方は振替する口座情報を記載しています。
●納期限が振替日となります。
●全期前納の場合、振替日は第1期の納期限となります。
●残高不足の場合、再振替は行われませんのでご注意ください。

【お問い合わせされる際の留意点】

●納税通知書の送付直後は、例年、窓口や電話が大変混みあいます。6月下旬には比較的に混雑が緩和される見込みです。
●お問い合わせの際は、納税義務者様の個人情報を保護するため「お問い合わせ番号」を必ずお知らせください。

お問い合わせの際は お問い合わせ番号 をお知らせください。

お問い合わせ番号 明石市役所 市民税課 個人市民税担当
(078) 918-5013
受付時間:平日 8:55 ~ 17:15

目次は裏面(2ページ)をご覧ください。
この通知書は納付いただく必要がない場合も送付しておりますので納付書の有無をご確認
納税通知書の見方・Q & A 明石市・市民税 検索

年 税 額 (円)

変更前年税額 (円)

【年税額】
●今年度、納付いただく市民税・県民税の合計額です。

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額		
徴 収 月	徴 収 税 額 (円)	年 金 の 種 類
令和7年4月		
令和7年6月		
令和7年8月		特別徴収を行う公的年金の支払者の名簿
令和7年10月		
令和8年12月		
令和8年2月		

徴 収 月	徴 収 税 額 (円)
令和8年4月	
令和8年6月	
令和8年8月	

表紙 (1 ページ)

【仮徴収税額】

●令和7年度の年金所得に係る年税額の1/6ずつを令和7年度仮特別徴収税額として、令和7年4月・6月・8月に天引きします。

【本徴収税額】

●令和7年度の年金所得に係る年税額から仮特別徴収税額を差し引いた残りの税額を令和7年10月・12月・令和8年2月に割り振って天引きします。

【翌年度の仮徴収税額】

●来年度も引き続き公的年金を受給される場合に令和7年度の年金所得に係る年税額の1/6ずつを令和8年度仮特別徴収税額として、令和8年4月・6月・8月に天引きします。

【公的年金を受給されている方からの納税通知書に関する『よくある質問と回答例』】

★質問A 「公的年金からの特別徴収中なのに納付書が送付されてきたのはなぜでしょうか？」
回答① 「公的年金からの特別徴収を開始する初年度は、年税額の1/2を納付書で納付いただく必要があります。」
回答② 「公的年金以外の所得は特別徴収の対象とはしませんので、納付書で納付いただく必要があります。」

★質問B 「社会保険料控除や生命保険料控除の申告をしたいのですが、どうすればいいのでしょうか？」
回答① 「源泉徴収された所得税の還付を受けようとする場合は、税務署へ申告相談してください。」
回答② 「所得税の申告義務がない・還付を受けない場合は市民税課へ申告してください。ご連絡いただければ申告用紙等一式をお送りします。」

★質問C 「6月中旬に日本年金機構から送付されてくる年金振込通知書とこの納税通知書に記載されている特別徴収税額に差異があるのはなぜでしょうか？」
回答 「年金振込通知書に記載されている特別徴収税額は、前年度に明石市が日本年金機構に通知した税額が参考のために記載されているものであり、今回、明石市から送付した納税通知書の内容が正しい特別徴収税額となります。」

2 枚 目 (所得額や所得控除額の内訳)

【3ページ】

【算定対象の年分】
●算定根拠である『所得』及び『所得控除』の発生した年を表示しています。

令和 7 年度 兵庫県明石市 市民税・県民税・森林環境税 所得・控除明細

住 所		通 知 書 番 号		分 所 得 氏 名		更 正 決 定 理 由		
収入・所得区分		決 定 (円)	変 更 前 (円)	増 減 (円)	2 所得控除	決 定 (円)	変 更 前 (円)	増 減 (円)
1 総 合 分	給 与 収 入				雑 損 ・ 医 療 費 等			
	公 的 年 金 収 入				社 会 保 険 料			
	給 与 所 得				小 規 模 共 済			
	雑 (年金分)				生 命 保 険 料			
	雑 (業務・その他)				地 震 保 険 料			
	営 業 等 ・ 農 業				配 偶 者 控 除			
	不 動 産				配 偶 者 特 別			
	利 子				特 定 扶 養		人	人
	配 当				老 人 扶 養		人	人
	総 合 譲 渡 ・ 一 時				そ の 他 扶 養		人	人
総 所 得 合 計				同 居 老 親 加 算	人	人		
1 分 離 分	分 離 長 期				扶 養 障 害	人	人	
	分 離 短 期				同 居 特 障 加 算	人	人	
	株 式 譲 渡				寡 婦 ・ ひ り り 親			
	上 場 株 式 等 の 配 当				本 人 障 害			
	先 物 取 引				勤 労 学 生			
	山 林				基 礎			
	繰 越 純 ・ 雑 損 失				控 除 合 計			
	株 式 譲 渡 ・ 先 物 取 引 の 繰 越 損 失				16 歳 未 満 人 数	人	人	